



TOHOKU GAKUIN
UNIVERSITY

東北学院大学

博物館年報

Vol.3
平成23年度(2011)

東北学院大学 | 平成23年度(2011) |

博物館年報

vol.3

Tohoku Gakuin University Museum



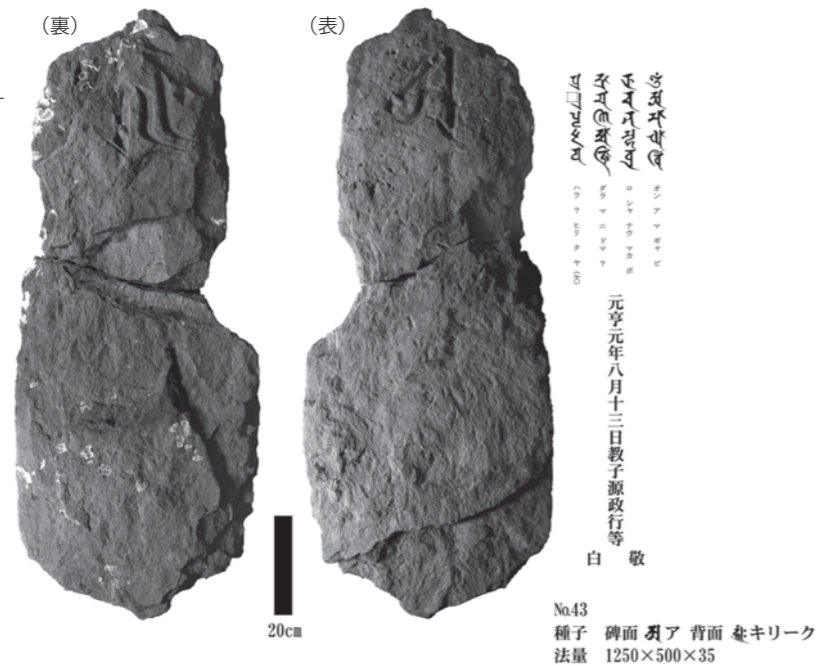
東北学院大学博物館

〒980-8511 宮城県仙台市青葉区土樋一丁目3-1
TEL 022-264-6920 FAX 022-264-6917

Tohoku Gakuin University Museum 2011

発行/平成25年3月10日
編集/東北学院大学博物館 印刷/株式会社エーエスエフ
Tohoku Gakuin University Museum

資料紹介



「源政行」銘板碑（雄島海底採集の板碑） 元亨元（1321）年

日本三景として知られている松島の雄島では、海底に落ちた多数の板碑（中世供養塔の種）が発見されている。本学歴史学科日本中世史ゼミナールでは、松島町瑞巖寺と共同でその収集・調査を実施している。この調査では、中世の雄島には従来から知られていた数よりも多数の板碑が造立されていたことが明らかとなった。

その中で特徴的な性格を持つ板碑がこの基の板碑である。この板碑は元亨元（1321）年に造立されたもので、他に元亨三年銘板碑があり同様に「源政行」という人物名が刻まれている。

この二つの板碑は元亨元年そして元亨三年という期間に「源政行」が回忌供養を行っていた可能性を示すもので、雄島における板碑造立を考える上で重要な史料といえる。「源政行」については詳細不明であり、研究の深化が必要不可欠である。

■ ごあいさつ

東北学院大学博物館長 辻 秀人

日頃、東北学院大学博物館の運営につきまして並々ならぬご支援・ご協力をいただき感謝申し上げます。

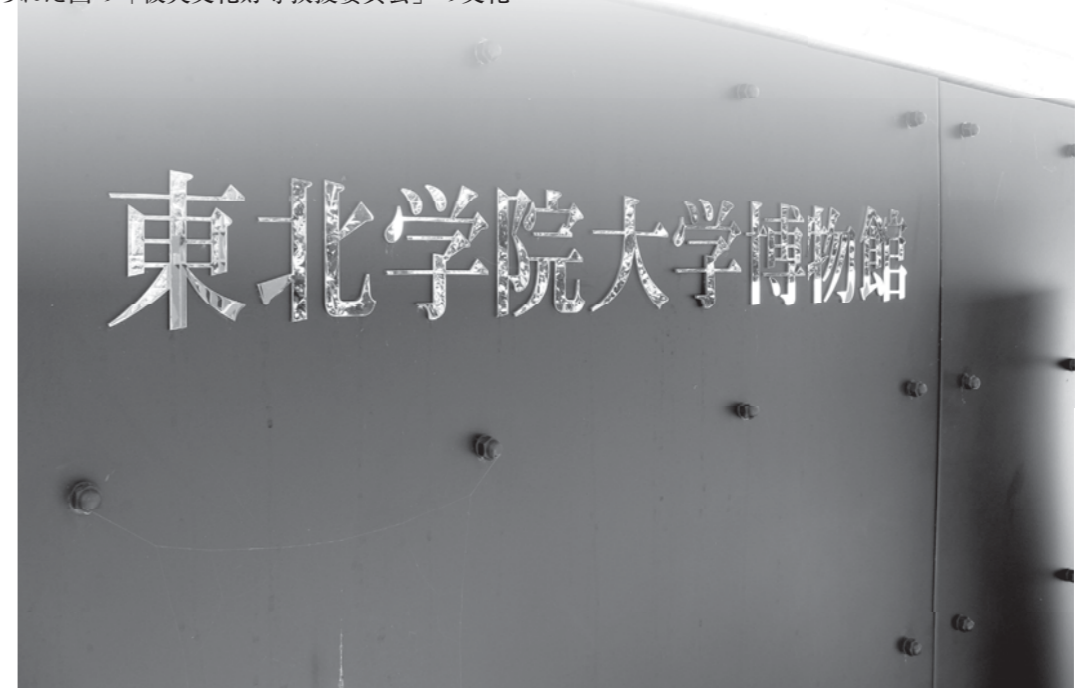
当館は2009年（平成21）11月に開館以来、二年有余が経過いたしました。2011年の組織は館長、学芸員2名、事務職員と学芸研究員11名の体制で事業を実施しました。今のところは本学文学部歴史学科の資料を中心に展示公開しています。また、博物館学芸員課程の博物館実務実習も行っています。

2011年3月11日の東日本大震災では皆様に多大のご心配をかけましたが、当館の復旧作業の終了に伴い5月9日に無事再開することができました。

その後、東日本大震災被災地の資料を救い出すために設けられた国の「被災文化財等救援委員会」の文化

財レスキューに教員、学生等が参加して、当館も「被災文化財等救援委員会」の一時保管施設となりました。石巻市鮎川収蔵庫で被災した考古・民俗・地学の一括資料を受け入れ、一時洗浄を行いました。本学以外にも9つの大学からのボランティア学生も合わせて、のべ600名の方が活動してくださいました。現地に収蔵庫が再建される時まで、資料の劣化を防ぎ、保管することになります。

まだ開館したばかりの博物館ですが、これから一歩ずつ着実に成長していきたいと考えています。是非、今後とも当館へのご指導、ご協力をよろしくお願いいたします。



目次

ごあいさつ	2
施設概要	3
展示活動	4
広報活動	7
教育活動	7
普及活動	9
調査・研究活動	9
学芸研究員のレポート	10
資料の保存関係	14
博物館運営委員会の開催	14
博物館の開館	15
東日本大震災による影響	17
博物館規程	18
新収蔵資料目録	24

施設概要

当館は、本学土樋キャンパスに隣接し、仙台市中心部の愛宕上杉通りに面して建つ大学博物館である。本学の教育、研究成果にかかわる学術的価値を有する資料を収集整理、保管、公開、普及し、本学の活動を社会に伝えることを目的としている。また、大学における博物館学芸員資格課程の実習施設としての役割を担い、実物資料を用いた学習機会を提供する。

博物館は鉄骨平屋建てで建物面積は約300㎡である。展示室（180㎡）のほか、収蔵庫、実習室、事務室、多目的トイレ等を有し、24時間の空調、機械警備等によって貴重な資料等の管理環境を整備している。

組織は、館長のもと学芸員、事務職員、学芸研究員である。運営に関する事項を審議する機関として、東北学院大学博物館運営委員会を置いている。

郵便番号：980 8511
住 所：宮城県仙台市青葉区土樋一丁目3 1
電話番号：022 264 6920 FAX：022 264 6917
休 館 日：日曜日、祝日・休日、大学の定める休業日
開館時間：午前9時30分～午後5時
（入館は午後4時30分まで）
入 館 料：一般200円（減免措置あり）

※学校法人東北学院の役員・教職員・学生・生徒・園児・旧役員・旧教職員は無料。大学同窓生は、ホームカミング・デー等の館長の定める行事日は無料。未就学児、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校もしくは高等専門学校の児童、生徒又は学生、65歳以上の方、障害者基本法に定める障害者と介護者1名は無料。



民俗分野の展示



中世の板碑の展示

展示活動

今年度の開館日数は、東日本大震災の影響により平成23年5月9日から平成24年3月30日までの250日であった。

展示内容

*常設展示

「東北学院大学における歴史研究の軌跡」

会期 平成23年5月9日～平成24年3月30日

*常設展示の展示替え・特別陳列

シンボル展示「墨書人面土器（解説パネル）」

（古代史専攻の学芸研究員）

「松島雄島板碑群の調査速報展」（中世史ゼミナール）

「一関藩家臣家の文書群 分限帳のなかの奥女中」（近世史ゼミナール）

「郷土玩具趣味とは何だったのか？」

戦前の趣味家と蒐集趣味」（博物館実習）

「地域史研究の現地見学紹介パネル展」

「東北学院大学の文化財レスキュー活動パネル展示」

*展示替え

- シンボル展示「墨書人面土器」コーナーを、最新の研究成果をふまえて解説パネル展示替えを行った。解説パネルは学芸研究員が造作した。
- 中世史の松島雄島の板碑コーナーを、最新の研究

*シンボル展示

「墨書人面土器」（多賀城市市川橋遺跡出土）

●発見とその後

昭和36年頃、多賀城市市川橋付近で砂押川の大規模な改修工事が行われた。場所が古代陸奥国の中心地だったため、川底を掘るとたくさんの土器や瓦が出土した。墨書人面土器はその中にあったようだ。

昭和37年に東北学院大学職員渡辺幸七氏が工事現場の作業員から譲り受け、工学部の設立を記念するものとして応接室に展示されていた。

その後文学部史学科加藤孝助教授（当時）が土樋キャンパスに持ち帰り研究資料としていたが、定年退官時に多賀城市埋蔵文化財調査センターに寄託された。多賀城市埋蔵文化財調査センターでは最近まで展示されていたが、平成21年4月に大学博物館設立に伴い当博物館の所蔵資料となった。

成果をふまえて展示替えを行った。展示は学芸研究員が造作した。

- 近世史の境澤文書コーナーを、最新の研究成果をふまえて展示替えを行った。展示は菊池慶子教授の監修のもと学芸研究員が造作した。

*企画展

125周年記念特別展示「韓国済州島伝統宗教芸能・アイヌ民族歌舞・中国西南少数民族歌舞に関する展示」

*展示解説

開館日は毎日解説、大学祭、ホームカミングデーは100名を超える来館者に対応した。

*中学・高校生への対応

高校の大学訪問、研究室訪問時に教員・学芸研究員による解説を行っている。また、AO入試受験希望者などの個別訪問時にも学芸研究員が随時対応している。

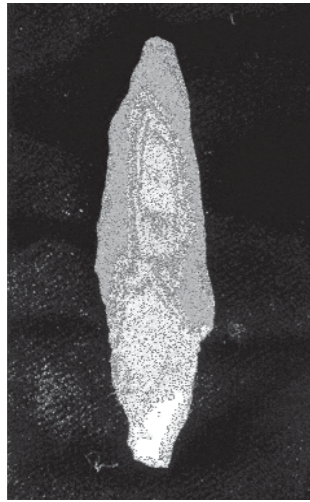
*資料写真の転載パネル展示

- 重文「男衾三郎絵詞」（東京国立博物館所蔵）
Image：TNM Image Archives



旧石器人の石器作りを解明 「賀籠沢遺跡」

今から約2万年前、宮城県の賀籠沢遺跡では遺跡近くで採れる石材である玉髓を用いて、集中的な石器作りが行われていた。4年間にわたる発掘調査の成果では、旧石器人の石器作りの技術や石材調達の方法が解明された。



日本最北の前期古墳 「大塚森古墳」

四世紀代の倭国における古墳文化の北限に位置する宮城県の古墳。出土した土器や副葬品は、大和王権北縁地域の様相を知る上で貴重な資料である。なかでも漆塗りの甗は確認例も少ない。



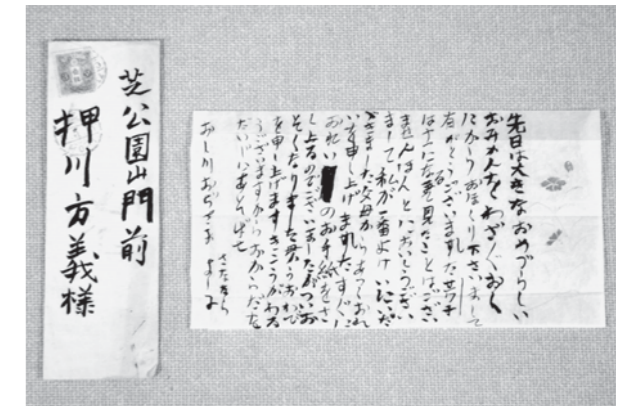
中世人の信仰 「松島町雄島海底採集の板碑」

中世の石造供養塔である板碑の造立は、関東の武士団を中心に広まった仏教文化のひとつ。日本三景として知られる松島の雄島では、海底に落ちた板碑が1000基以上存在し、本学では松島町瑞巖寺と共同で収集・調査を実施している。



本学学祖： 押川方義とその時代「押川家資料」

東北学院の創設者である押川方義とその家族に宛てられた封書や書簡、はがきを中心とする資料群。展示では、明治・大正・昭和と移り変わる時代のなかで、教育、政治、文学、スポーツなど、幅広い分野に影響を残した押川家の人々の諸活動を紹介します。



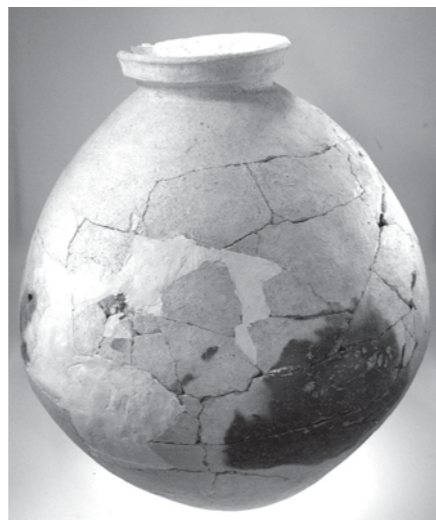
縄文土器の基準資料 「西の浜貝塚」

縄文中期末葉から後期中葉の土器型式が明らかとなったことで知られる松島町の貝塚。一時期は縄文土器研究の基準資料ともされた資料群である。土器とともに、考古学の調査研究で用いる実測図（出土遺物を資料化するために作成する図）も展示する。



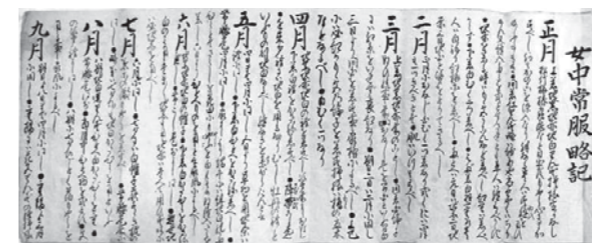
東北地方南部の前期古墳 「歓請内古墳」

福島県の古墳時代前期では、周辺埋葬（石室などの主体部以外に埋葬する方法）がみられる唯一の古墳。埋葬に使われた壺棺を展示し、周辺埋葬の儀礼やそこからわかる他地域とのつながりについても紹介する。



一関藩家老の文書群 「境澤文書」

近世、仙台藩の支藩であった一関藩田村家に仕え、代々家老などの要職を歴任した境澤家伝来の文書群。帳簿・手控のほか、日常生活や冠婚葬祭に関する家政史料、学問、武芸など、近世上級武士の公私の生活を知ることができる貴重な資料である。



庶民の願い 「東北の庶民信仰資料・生活用具」

本学民俗学ゼミナールが収集・保管してきた民俗資料を紹介。特に、慶長年間の銘が入った「おしらさま」や、「七夕馬」、こけしなど、東北地方の特色ある庶民信仰資料を展示する。



広報活動

マスメディア等への資料提供

- ・ゼンリン観光コンテンツに施設情報の提供をした。
- ・『仙台ノート』に施設情報の提供をした。
- ・『みやぎ県政だより』平成24年1月号に施設情報の提供をした。
- ・『毎日jp』の「受験・入試」のコーナーに所蔵品情報の提供をした。

ホームページの充実

本学公式ホームページに、博物館のホームページを設置し、各種事業・行事等を広報した。

クリスマスのイルミネーション

愛宕上杉通りの面して立つモミノキに、クリスマスのイルミネーションを施し、博物館の存在をアピールした。

教育活動

*大学生の博物館実務実習の実施

実務実習として本学3、4年生を受け入れ、博物館資料の扱いから展示の企画、模擬展示の製作などを行った。東北学院大学博物館で実務実習を下記のとおり行った。

日 程	期 間	参加人数
① 8月17日(水)・18日(木)・19日(金)・20日(土)・22日(月)	5日間	7名
② 8月23日(火)・24日(水)・25日(木)・26日(金)・27日(土)	5日間	7名
③ 9月2日(金)・3日(土)・5日(月)・6日(火)・7日(水)	5日間	6名
④ 9月8日(木)・9日(金)・10日(土)・12日(月)・13日(火)	5日間	6名
⑤ 9月14日(水)・15日(木)・16日(金)・18日(日)・19日(月)	5日間	6名
⑥ 12月21日(水)・22日(木)・23日(金)・26日(月)・27日(火) 補習 1月7日(土) 2名	5日間	6名
⑦ 2月13日(月)・14日(火)・15日(水)・16日(木)・17日(金) 補習 2月20日(月) 3名	5日間	6名
合 計		44人



資料カード作成



写真撮影



展示作業

実習内容

日程 時間	午 前				午 後			
	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00
1	オリエンテーション(内容、日程、自己紹介)		博物館展示解説、施設と管理運営(開館までの経過、運営)		資料受け入れ実習①(資料の貸借業務、展示資料の選別、梱包実習、資料の環境)			
2	資料受け入れ実習②(資料の点検カード作成・情報収集)				展示準備(資料の情報収集、写真撮影)			
3	展示計画作成(展示の企画書作成・発表)				解説作成実習①(解説シートの作成)			
4	解説作成実習②(キャプションの作成、展示作業)				展示実習①(展示作業)			
5	展示実習②(展示の発表、展示図録の作成)				解説作成(展示図録の編集、展示の撤収)	実習のまとめ	反省会・講評	

*中学生の職場体験の実施

職場体験として仙台青陵中等教育学校2学年生を3名受け入れて、下記のとおり行った。

日程 時間	午 前				午 後		
	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00
10/17(月)	オリエンテーション(内容、日程、自己紹介)		博物館展示解説、施設と管理運営(開館までの経過、運営)		大学施設見学 日誌		
10/18(火)	資料取り扱い実習(掛け軸・焼き物資料の取り扱い、梱包実習、資料の環境など)				案内受付実習 展示解説実習準備 日誌		
10/19(水)	展示解説実習(資料解説)				後片付け 清掃	実習のまとめ 反省会・講評 日誌	

*大学院生・学部生・留学生への展示解説

*学芸研究員の指導

*大学院生の学芸員教育

大学院生を学芸研究員としてスタッフに加え、展示資料の準備や基礎データ作成、展示作業、来館者への解説を通して、学芸員としての実務経験を積ませた。

*学部生の学芸員教育

博物館実習・考古学実習履修学生が展示作業等にかかわり、実践的な実習の機会を提供した。



中学生の職場体験

普及活動

印刷物の作成

平成22年度年報の作成

普及活動

オープンキャンパス・歴史学科公開講座、大学祭等での展示解説を行った。

資料の貸出等

- 墨人面墨書土器写真 多賀城市ホームページに掲載
- 人面墨書土器写真
『Current World Archaeology』に掲載
- 民俗資料（牡鹿公民館所蔵、当館保管）
国立民族学博物館に貸出
- 賀籠沢遺跡石器（大学保管）
仙台市富沢遺跡保存館に貸出



オープンキャンパス



大学祭



大学祭

調査・研究活動

コレクションの整理

当館所蔵のコレクション（考古・民俗資料）の台帳・目録作成、写真撮影等の記録作成した。

文化財レスキュー活動

国の被災文化財等救援事業の一次保管施設として、牡鹿半島の石巻市鮎川収蔵庫の考古・民俗・地学の一括資料を受け入れ、一次洗浄を行った。本学以外にも9つの大学からのボランティア学生も合わせて、のべ600名が活動した。

学芸研究員レポート①

東北学院大学博物館における文化財レスキュー活動

沼田 愛

文化財レスキュー活動の始動

平成23年（2011）3月11日に発生した東日本大震災により、沿岸部を中心に多くの文化財や博物館が被害を受けていた。宮城県旧牡鹿町では、鮎川収蔵庫に保管されていた民俗資料と考古資料、鮎川公民館に保管されていた町史編さん資料が被災した。体育館の陰に位置していたこともあり、奇跡的にほぼすべての文化財が流失をまぬがれたが、収蔵庫内部の状況は極めて深刻であり、資料の大半が壊れて、また泥や塩分の影響やカビの被害も現れていた。



写真2 当館に資料を搬入したことをチェックする学芸研究員（左端）



写真1 鮎川収蔵庫の被災状況

学生たちのクリーニング作業

鮎川収蔵庫の資料は、内陸部にある当館に一時保管されたことで、再び津波の被害を受ける可能性はなくなったものの、資料の状態は極めて劣悪であった。そのため、資料を保管していく上で、クリーニング作業が必要となった。

このクリーニング作業には、大学生が中心にあっている。資料のおおまかな汚れを洗浄する作業（一次洗浄）は、資料の状態をできるだけ安定させることを目的とし、平成23年（2011）の夏から平成24年（2012）3月まで行われた。これには、東北学院大学の1～4

こうした文化財を、地域の教育委員会で対応することは不可能であった。そこで、文化庁の「被災文化財等救援委員会」が文化財レスキューに乗り出した。当館の学芸員は、全国から集まった博物館学芸員らとともに鮎川地区に入り、文化財レスキュー活動を開始した。

鮎川収蔵庫の資料は、6回にわけて美術品専用トラックで仙台まで運搬された。10月下旬には、すべての資料を運び終え、その中から民俗資料が500件、考古・地学資料が資料用テン箱60箱と、4000点を超える資料が、当館で一時保管されることとなった。



写真3 学生によるクリーニング活動

年生、大学院生、東京の大学生・大学院生ら、のべ600名が参加した。しかし、一次洗浄終了後も、一部の資料にはカビや塩害の再発が確認されているため、資料の状態の変化を観察し対処していくことが重要になっている。

文化財レスキューは、助け出した資料をコレクションするのではなく、元の場所に返すことが最終的な目的である。そのためにも、地道にクリーニングを続けていく必要がある。

カルテと活動日誌による活動の記録

当館における文化財レスキュー活動の特徴として、資料をクリーニングする際、資料がもつ情報や、その日に行った活動を記録しつづけていることが挙げられる。資料の状態をカルテに、文化財レスキュー活動そのものの経過を活動日誌に記載していくことによって、文化財レスキュー活動にあたっての現場を、総合的に記録することが可能となる。

今日までを振り返ると、過去にも津波や台風などといった大規模災害は度々くり返されてきたが、文化財をどのようにレスキューしたかという記録は残されていない。また、そのような研究活動も今まで行われてこなかった。したがって、当館の文化財レスキュー活動の記録は、今後大規模な災害に見舞われた際に、被災した文化財に対してどう対処することができるのか、その参考になるという点でとても重要な資料となる可能性を持っている。

活動日誌

当館による文化財レスキュー活動がスタートした日にはじまり、一次洗浄の段階から現在行っている二次洗浄までの活動内容を記録したものである。

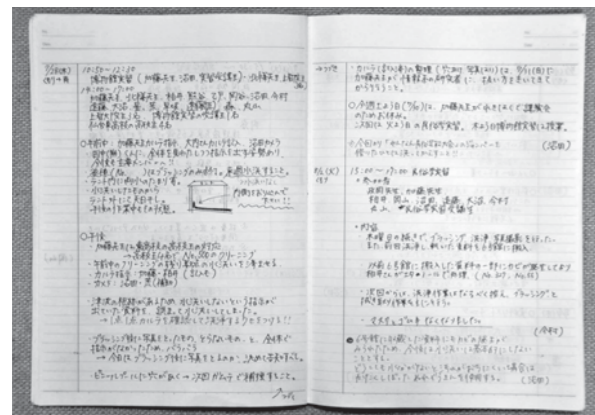


写真4 活動日誌

日付、天気、活動時間、参加者、活動内容といった基本情報に、必要に応じて絵などを加えながら、日々の活動内容を詳細に記入している。このように、クリーニングをしている環境や、クリーニングをしている人間が資料にどう向き合っていたのかを、具体的に記していくことで、カルテだけでは理解できない資料の情報を記録することができる。

カルテ

レスキューした資料の一点一点に番号をつけ、その資料がどのような状態にあるのかをまとめたものであり、パソコンでデータ化し管理している。

カルテには次のような項目を設定している。

- 現状…材質（金属、木、紙など）、点検結果（塩害、カビの発生など）
- 処置内容…資料に施した洗浄内容
- 処置後の状態…一次洗浄による状態の変化や、それに対応した経過観察の結果

また、一次洗浄、二次洗浄を終えるごとに写真を撮影し、それぞれをカルテの裏面に添付することで、経過観察に役立っている。

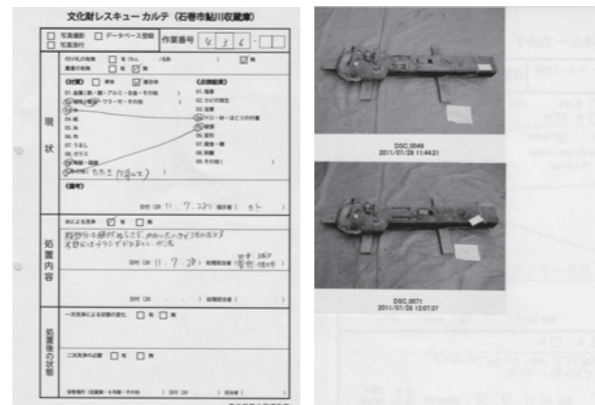


写真5 記載されたカルテ表(左)・裏(右)

学芸研究員レポート②

シンボル展示 墨書人面土器

熊谷明希

東北学院大学博物館には、多賀城市市川橋遺跡から出土した「墨書人面土器」という、大変ユニークな土器を博物館のシンボルとして展示している。

墨書人面土器とは、その名の通り、「人の顔が描かれた土器」のことであり、展示されている墨書人面土器にも人面が四面描かれ、眉・目・鼻・口・鼻ひげ・あごひげ・耳が端正に表現されている（写真1・図1）。

高さ16.2cm、口径15.5cm、胴経15.1cm、底経7.0cmの深鉢型の土師器で、外面に1.0cm～1.5cmの段が附せられている点から、轆轤（ろくろ）成形の土器であることが分かる。その年代は形態から考えて、9世紀のものだと推定されている。



写真1 墨書人面土器



図1 墨書人面土器展開図

本資料の発掘経緯に関しては不明な点が多々あるが、昭和34年（1959）～昭和37年（1962）に行われた砂押川河川改修工事の際に、多量の遺物と共に出土したと考えられている（写真2）。発掘後、東北学院大学工学部に保管展示され、その後文学部史学科加藤孝助教授（当時）が研究資料として土樋キャンパスに持ち帰るが、定年退職時に多賀城市埋蔵文化財調査センターに寄託された。平成21年（2009）4月に大学博物館設立に伴い当館の展示資料となり、現在に至る。



写真2 現在の砂押川

墨書人面土器は、平城京・長岡京・平安京といった古代の宮都から多く出土し、地方では国衙や郡衙のような官衙関連遺跡から多く発掘される。出土遺構は、溝や河床といった「流れ」に関係する場所がほとんどである。

その用途については、古代における「贖物（あがもの）」との関連性が指摘されている。贖物とは、人が罪・穢（けがれ）を祓い清めるため、その代償として差し出し、罪・穢の償いとした物品の事である。平安時代の儀式書である『延喜式』四時祭上御贖条に、「御贖儀」（6月・12月の晦日に行われる天皇および皇后・皇太子の祓。）に用いられる「御贖物」の一つとして「埴（つぼ）」が記されている。この埴の用途は、『江家次第』第七所引の『清涼記』に「天皇放口氣於壺内三度」とあり、天皇が息を吹きこんだことが分かる。なお、埴をはじめとする御贖物は河に流される規定であった。御贖物としての埴には、人面を描くといった

記載が文献史料には見えないが、都城や地方官衙等の河川跡などで発見される墨書人面土器も、おそらく罪穢を祓い清める目的で河川に流されたものであろう。

本資料の出土地である市川橋遺跡は、多賀城跡の南側に広がる遺跡である(写真3)。多賀城は陸奥国府が置かれ、律令国家による東北支配の拠点であった。城外の南側地域には8世紀の後半頃から東西・南北方向の道路が順次整備され、平安時代の9世紀には碁盤の目のように区画された町並みが形成された事が発掘成果によって明らかにされた。そして、市川橋遺跡をはじめ、城外の河川跡から奈良～平安時代の遺物として墨書人面土器の他に、斎串(いぐし)や人形(ひとがた)など祭祀に関わる遺物が数多く出土している。

市川橋遺跡周辺の河川において、多賀城の役人あるいは公民らによる水辺の祭祀が行われ、本資料が使用されたと考えられる。



写真3・市川橋遺跡

〈参考文献〉

- 加藤孝「人面墨書土器考」(『東北学院大学東北文化研究所紀要』3 1971)
- 金子裕之「平城京と祭場」(『国立歴史民俗博物館研究報告』7 1985)
- 笹生衛「奈良・平安時代における疫神観の諸相－杯(椀)・皿形人面墨書土器とその祭祀－」(二十二社研究会編『平安時代の神社と祭祀』国書刊行会 1986)
- 高倉敏明「砂押川出土の『所謂四面の人面墨書土器』発見の経緯に関する調査」(『阿部正光君追悼集』阿部正光君追悼集刊行会 2000)
- 柳澤和明「国府多賀城の祭祀」(『東北歴史博物館研究紀要』12 2011)

資料の保存関係

資料のくん蒸作業

平成24年3月21日～3月23日の期間で資料のくん蒸を実施した。民俗資料や美術資料等の殺虫・殺卵・殺カビを目的とし大学構内駐車場にて、コンテナ車を利用して行った。



資料の搬入(7号館前)



くん蒸準備①(体育館前)



くん蒸準備②



ガス注入

東北学院大学博物館運営委員会の開催

東北学院大学博物館運営委員会は平成23年5月26日(第1回)、11月24日(第2回)に土樋キャンパスにて開催された。第1回の委員会では、平成22年度事業報告・決算報告、23年度事業案・予算、学芸研究員の雇用など。第2回の委員会では、上半期事業報告、下半期事業予定、24年度予算案などが議題となった。

東北学院大学博物館運営委員会委員名簿

博物館長	辻 秀人(文学部歴史学科教授)
文学部長	遠藤 健一(文学部英文学教授)
学務部長	千葉 昭彦(経済学部経済学科教授)
図書館長	中川 清和(教養学部情報科学科教授)
総務部長	日野 哲
歴史学科長	渡辺 昭一(文学部歴史学科教授)
経済学部	仁昌寺正一(経済学部経済学科教授)
工学部	矢口 博之(工学部機械知能工学科教授)
教養学部	津上 誠(教養学部言語文化学科准教授)

■ 博物館の開館

今年度の開館日数は、東日本大震災の影響により平成23年5月9日から平成24年3月30日までの250日であった。
平成23年4月1日～5月8日まで震災の影響により休館した。

入館者数

月	開館日数	有料入館者数	無料入館者数	小計	開館からの延べ人数
4	0	0	0	0	2,042
5	19	2	25	27	2,069
6	26	7	167	174	2,243
7	25	10	64	74	2,317
8	20	9	39	48	2,365
9	22	8	65	73	2,438
10	26	9	279	288	2,726
11	24	3	31	34	2,760
12	22	2	68	70	2,830
1	23	5	12	17	2,847
2	22	12	49	61	2,908
3	21	14	24	38	2,946
合計	250	81	823	904	

無料開放日入館者数

1	学部オープンキャンパス	6月25日(土)	77名
2	歴史学科公開講座①	7月20日(水)	1名
	歴史学科公開講座②	7月27日(水)	3名
	歴史学科公開講座③	8月3日(水)	8名
3	ホームカミングデー	10月15日(土)	100名
	大学祭	10月14日(金)～16日(日)	
4	東北文化の日	10月29日	8名
5	公開クリスマス	12月16日(金)	0名
合計			197名

授業等で博物館利用人数

月	授業		研究会		資料整理		文化財レスキュー		合計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	5	87	0	0	0	0	0	0	5	87
6	7	117	0	0	0	0	0	0	7	117
7	12	280	0	0	0	0	11	166	23	446
8	1	40	0	0	0	0	7	129	8	169
9	5	91	0	0	0	0	4	101	9	192
10	17	138	0	0	0	0	3	44	20	182
11	11	187	0	0	4	13	2	75	17	275
12	5	92	0	0	2	8	2	33	9	133
1	12	147	0	0	8	18	0	0	20	165
2	0	0	0	0	16	44	0	0	16	44
3	0	0	0	0	16	42	2	53	18	95
計	75	1,179	0	0	46	125	31	601	152	1,905

博物館見学校

	学 校 名	月 日	人数
1	聖ウルスラ学院英智高等学校1年	6月30日	21
2	仙台東高等学校	7月28日	4
3	福島県南相馬市立原町第一中学校2年	9月1日	9
4	福島県郡山市立郡山第一中学校2年	9月14日	32
5	花巻南高等学校2年	10月5日	48
6	村田高等学校1年	10月11日	37
7	七ヶ浜町立向洋中学校1年	10月26日	4
8	名取高等学校1年	10月27日	40
9	仙台市立中野中学校1年	11月9日	4
10	山形県山本学園高等学校	11月15日	3
11	東北学院中学校2年	12月13日	54
12	第一高等学院仙台校1・2年	2月27日	15

■ 東日本大震災による影響

*東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）後の経過

平成23（2011）年

3月11日（金） 14時46分ごろ、三陸沖を震源に、国内観測史上最大のM9.0の地震が発生。

4月7日（木） 23時32分ごろ、宮城県沖を震源とするM7.1の地震が発生。仙台市青葉区で、震度6弱～5強を観測した。

4月8日（金） 前夜の地震による資料・施設の被害点検。

4月11日（月） 17時16分ごろ、福島県浜通りを震源とするM7.0の地震が発生。仙台市青葉区で、震度4を観測した。

情報システム課によるパソコンの状態調査。

4月12日（火） 乃村工藝社による展示具の修正。

14時07分ごろ、福島県沖を震源とするM6.3の地震が発生。仙台市青葉区で、震度3を観測した。

4月18日（月） 「大学の復興に向けた全学の集い」開催。

4月25日（月） 宮城県博物館等協議会より東日本大震災被害の照会。回答は日本博物館協会東北支部と文化庁被災文化財リストに情報提供される予定。

4月26日（火） 展示品の修正。

4月27日（水） 展示品の修正。

4月28日（木） 大学HPに「再開のお知らせ」を掲載。

5月9日（月） 乃村工藝社による板碑の展示。博物館再開。

5月11日（水） 日本博物館協会より東日本大震災被害状況の調査の依頼。

5月25日（水） 日本博物館協会より東日本大震災被害状況の調査への回答。

7月27日（水） 東日本大震災により被災した資料の補習・保存に関する研修会（東北学院大学図書館）に参加。

10月7日（金） 宮城県教育庁より東日本大震災における被災した私立博物館の被害状況等に関する調査の依頼。

10月13日（木） 宮城県教育庁より東日本大震災における被災した私立博物館の被害状況等に関する調査への回答。

10月27日（木） 宮城県博物館等協議会より東日本大震災における被災と復旧に関する調査の依頼。

11月11日（金） 宮城県博物館等協議会より東日本大震災における被災と復旧に関する調査への回答。

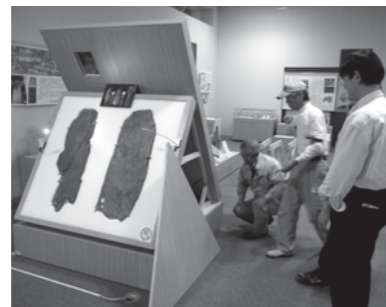
11月15日（火） 宮城県被災文化財等保全連絡会議に参加。

平成24（2012）年

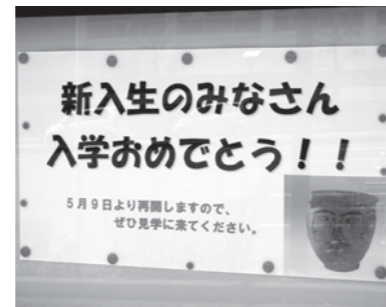
1月12日（木） 館相互の情報発信と相互扶助を目的とする全国歴史民俗系博物館連絡協議会に参加。



展示具の修正



板碑の展示



再開のお知らせ（屋外掲示板）

■ 博物館規程

○東北学院大学博物館規程

平成21年4月1日制定

（趣旨）

第1条 この規程は、東北学院大学学則第66条の規定に基づき、東北学院大学博物館（以下、「博物館」という。）の基本的事項について定める。

（目的）

第2条 博物館は、東北学院大学（以下、「本学」という。）の教育、研究成果に関わる学術的価値を有する資料を収集整理、保管、公開、普及し、東北学院大学の活動を社会に伝えることを目的とする。

（事業）

第3条 博物館は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- （1） 本学の教育・研究に関する博物館資料（以下「資料」という。）の収集整理、及び保管
- （2） 前号の資料に関する調査研究
- （3） 本学学生、教職員等の東北学院関係者及び一般市民等を対象とする、資料に関する必要な解説、助言、及び資料等の提供等
- （4） 講演会、講習会、研究会等の主催及びその開催の援助
- （5） 案内書、解説書、目録、年報、調査報告書等の作成及び頒布
- （6） 他の博物館等との刊行物及び情報の交換並びに博物館資料の相互貸借の実施
- （7） 本学学生に対する博物館実習の実施
- （8） その他別に定める手続きを経て必要と認められる事業

2 前項7号に関する業務は、学務部長との協議に基づき、学務部教務課資格係との協力のもとに行うものとする。（博物館運営委員会）

第4条 博物館の運営に関する事項を取り扱うため、東北学院大学博物館運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関する事項は、東北学院大学博物館運営委員会規程に定める。

（職員）

第5条 博物館に以下の各号の職員を置く。

- （1） 館長
- （2） 学芸員
- （3） 事務職
- （4） 学芸研究員

（館長）

第6条 館長は、博物館の業務を統括し、博物館を代表する。

2 館長は、本学の専任教授のなかから学長が任命する。

3 館長の任期は2年とし、再任を妨げない。

（学芸員）

第7条 学芸員は、専門的職員として、資料の収集、整理、保管、閲覧、展示及び調査研究、その他これに関する事項についての専門的業務を行う。

2 第1項の学芸員には、専門的職員のほかに、学芸員資格を有する本学専任教員を加えることができる。

3 第2項の規定による学芸員は、館長の意見を聴取したうえで学長がこれを委嘱するものとする。

4 第2項の規定による学芸員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

（事務職員）

第8条 事務職員は、館長の指示に従って博物館運営に係る事項及び庶務的事項を行う。

（学芸研究員）

- 第9条 学芸研究員は非常勤職員とし、原則として東北学院大学研究スタッフに関する規程の適用が可能な者を雇用するものとする。
- 前項の規定にかかわらず、運営委員会が本学における博物館学芸員養成に資すると判断する場合には、学芸研究員として本学大学院博士課程前期課程の在籍者及び修了者を雇用することができる。
 - 学芸研究員の採用にあたっては、運営委員会の承認を得て館長が必要な手続きを行う。
 - 学芸研究員の職務内容は、運営委員会の承認を得て館長が別に定める。

（博物館の管理運営）

第10条 博物館の利用及び管理運営については、東北学院大学博物館管理運営規程に定める。

（事務取扱）

第11条 博物館の運営に関する事務は、博物館事務室が取り扱う。

（規程の改廃）

第12条 この規程の改廃は、運営委員会の議を経て全学教授会が行い、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成21（2009）年4月1日から施行する。

○東北学院大学博物館管理運営規程

平成21年4月1日制定

（趣旨）

第1条 この規程は、東北学院大学博物館規程第10条に基づき、東北学院大学博物館（以下、「博物館」という。）の利用及び管理運営について定める。

（休館日）

第2条 博物館の休館日は、日曜、祝日、年末年始及び大学休業日とする。

- 前項の規定にかかわらず、館長が博物館の運営上必要と認めるときは、臨時に休館又は開館することができる。ただし、この場合は、館長は、その都度あらかじめ日時を公示しなければならない。
- 前項に基づいて臨時休館又は臨時開館した場合、館長は事後に東北学院大学博物館運営委員会（以下、「運営委員会」という。）に報告し了承を得なければならない。

（開館時間）

第3条 博物館の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、入館は午後4時30分までとする。

- 前項の規定にかかわらず、博物館の運営上必要と認められた場合、館長は臨時に開館時間及び閉館時間を変更することができる。ただし、館長は変更の事実及び理由を運営委員会に報告しなければならない。

（入館料）

第4条 入館料については別に定める。

（入館の制限）

- 第5条 館長は、次の各号のいずれかに該当する人物に対して、入館を禁じ、又は退館を命じることができる。
- 他人に迷惑をかけ、展示品、保管物又は施設設備を損傷するおそれがあることが明らかであると認められるとき
 - 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあることが明らかであると認められるとき
 - その他管理上著しく支障があることが明らかであると認められるとき

（資料の閲覧等）

第6条 館長が必要と認めるときは、利用者の依頼により、その調査研究の用に供するために、博物館の所蔵する資料（以下、「資料」という。）の閲覧又は複写を許可することができる。

- 資料の閲覧又は複写をしようとする者は、所定の書式によって、あらかじめ資料の閲覧又は複写の申請をしなければならない。

（資料閲覧の制限）

第7条 次の各号の一に該当する資料は、閲覧又は複写を制限することがある。

- 保存に影響を及ぼすおそれがあると認められるもの
- 現に展示中のもの
- その他館長が閲覧又は複写が不相当と認めたもの

- 前項の規定に基づいて閲覧又は複写を制限した資料がある場合、館長は運営委員会に報告するものとする。

（資料の館外貸出）

第8条 博物館は、次の各号のいずれかに該当する場合、資料の館外貸出しを行うことができる。

- 博物館その他これに相当する施設が行う展示の用に供するとき
- 学校が授業の用に供する場合で、館長が適当と認めるとき
- その他館長が適当と認めるとき

- 資料の館外貸出しを希望する者は、館長の許可を受けなければならない。
- 資料の館外貸出しの許可を受けようとする者は、資料借用書を館長に提出しなければならない。
- 資料の館外貸出しの許可を受けた者は、館長の指示するところにより、資料の管理にあたらなければならない。
- 資料の館外貸出しの許可を受けた者は、当該資料を他に転貸してはならない。
- 資料の貸出期間は、館長がその都度定める。
- 資料の館外貸出しを行った場合、館長は、可能な限り速やかに運営委員会に報告しなければならない。

（損害の賠償）

- 第9条 故意又は過失により、施設設備、展示資料又は貸出資料を損傷し、又は滅失した者は、館長の指示を受けてこれを原形に復さなければならない。
- 損傷又は滅失した施設設備、展示資料、又は貸出資料を原形に復すことが不可能な場合には、現物をもって、又は同等物を購入するのに必要な相当の代価をもって損害を賠償しなければならない。
 - 前2項の規定にかかわらず、特にやむを得ない事情があると運営委員会が認め、関係部局の了承を得た場合には、この限りではない。

（資料の寄贈及び寄託）

第10条 博物館は、運営委員会の承認を得て、資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

- 寄贈を受けた資料は、寄贈者の氏名及び寄贈年月日を表記し、永くその篤志を伝える。
- 博物館への寄贈及び寄託に関する必要事項については、別に定める。

（改廃）

第11条 この規程の改廃は、運営委員会の議を経て全学教授会が行い、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、2009（平成21）年4月1日から施行する。

○東北学院大学博物館運営委員会規程

平成21年4月1日制定

（設置）

第1条 東北学院大学博物館規程第4条の規定に基づき、博物館の運営に関する事項を審議する機関として、東北学院大学博物館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（構成）

第2条 委員会は、次の委員から構成される。

- 博物館長
- 文学部長
- 学務部長
- 図書館長
- 総務部長

- (6) 歴史学科長
 - (7) 経済学部、経営学部、又は法学部から1名選出される委員
 - (8) 教養学部、工学部からそれぞれ1名ずつ選出される委員
- 2 委員長は、博物館長をもってあてる。
 - 3 第1項1号から6号までの委員の任期は、各委員の役職在任期間とする。
 - 4 第1項7号及び8号による委員の任期は2年とする。
 - 5 委員会には、博物館専門的職員（学芸員）及び事務職員が陪席する。

（委員会の業務）

第3条 委員会は次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 博物館の運営に関わる規程・規則等
- (2) 博物館の予算および決算
- (3) 博物館が行う事業の計画
- (4) 博物館が行う事業の執行状況の承認
- (5) 博物館の専任職員及び非常勤職員の採用並びに非常勤職員の職務内容に関わる事項
- (6) 博物館が受け入れた所蔵品の確認
- (7) 寄贈品・寄託資料受け入れの承認
- (8) 休館日及び開館時間変更の承認
- (9) その他博物館の運営に必要な事項

（委員以外の者の出席）

第4条 委員会が必要と認めた場合は、委員、及び常時陪席者以外の者の出席を求め、意見を聴くことができるものとする。

（委員会の開催）

第5条 委員会は、委員長がこれを招集して、その議長となる。ただし、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、あらかじめ指名された委員が議長を務める。

2 委員会は、定期的に開催されるほか、関連規程が定めている場合、又は委員長が必要と認めるとき、臨時に開催される。

（議決）

第6条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

（事務取扱）

第7条 委員会に関する事務は、博物館事務室が取り扱う。

（改廃）

第8条 この規程の改廃は、委員会の議を経て全学教授会が行い、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、2009（平成21）年4月1日から施行する。

○東北学院大学研究スタッフに関する規程

平成20年4月1日制定

（目的）

第1条 この規程は、東北学院大学（以下、「本学」という。）が行う研究プロジェクト等に、優秀な本学大学院博士課程後期課程修了者、博士課程後期課程在学者等を研究スタッフとして参加させ、本学における学術研究活動に対する支援体制を一層充実させるとともに、若手研究者の研究遂行能力の育成を図ることを目的としている。

2 この規程は、科学研究費補助金による研究、学外諸機関との共同研究及び外部から委託された受託研究並びにその他本学が認めた研究プロジェクト等に適用する。

3 本条第1項及び第2項にいう研究プロジェクト等には、本学全体が行うもののほか、研究科、学部、研究所等の教育研究部局、及び専任教員が単独で又は共同で行うものをも含むものとする。

（研究スタッフの種類）

第2条 研究スタッフは、ポスト・ドクター（以下、「PD」という。）、リサーチ・アシスタント（以下、「RA」という。）、及び研究技術員とする。

2 PDとなることができる者は、博士課程後期課程を修了して博士の学位を取得した者、または博士の学位を取得した者に相当する能力を有する者であって、採用時に35歳未満のものとする。

3 RAとなることができる者は、本学大学院博士課程後期課程に在籍する者であって、採用時に35歳未満のものとする。

4 研究技術員となることができる者は、本学の研究プロジェクト等の研究支援のため、大型機械、特殊機器等の操作等にかかわる特殊技術又は熟練した技術を必要とする業務に従事する者であって、採用時において35歳以上のものとする。

（研究スタッフの職務）

第3条 PDは、本学が認めた研究プロジェクト等を遂行する業務に従事する。

2 RAは、研究プロジェクト等を行う部局の長の指示に従って、研究プロジェクト等の遂行に必要な補助業務を行う。

3 研究技術員は、研究プロジェクト等を行う部局の長の指示に従って、研究プロジェクト等の遂行に必要な補助業務を行う。

（採用手続き）

第4条 研究スタッフの採用を希望する部局の長は、研究プロジェクト等の内容、採用目的等の必要事項を記載した書類等を添付して、学長に申請する。

2 学長は、大学院委員会の議を経て、RAの採用の可否を決定する。

3 学長は、部長会での意見交換及び大学院委員会の議を経て、PD及び研究技術員の採用の可否を決定し、理事会の承認を得る。

4 RAを採用する場合、学長への申請に先立って、当該大学院学生の所属する研究科の研究科委員会の承認を得ていなければならない。

5 本学専任教員が研究スタッフの採用を希望する場合、当該教員は、研究プロジェクト等の内容、採用目的等の必要事項を記載した書類等を添付し、所属する部局の長を通して、学長に採用の申請を行う。

6 本学全体が行う研究プロジェクトの遂行に必要な補助業務を行う研究スタッフの採用の場合、本条第1項に定める「部局の長」は、大学院委員会副委員長とする。

7 研究スタッフの採用に必要な事務手続き及び提出書類等については、別に定める。

（雇用期間・勤務時間等）

第5条 研究スタッフは、本学との間に、非常勤職員としての雇用契約を締結しなければならない。

2 研究スタッフの雇用期間は1年以内とし、5年を限度として更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、科学研究費等の補助金を得て行う研究プロジェクトの実施のために雇用される研究スタッフの場合、当該研究プロジェクトの継続期間を限度とする。

4 RAの勤務時間は、大学院学生としての研究に支障がないよう、週20時間程度を限度とする。

（給与等）

第6条 研究スタッフが本学の資金による研究プロジェクト等の研究補助業務に従事する場合、その給与等は本学から支弁されるものとする。

2 研究スタッフが科学研究費等の補助金による研究プロジェクト等の研究補助業務に従事する場合、その給与等は、当該研究プロジェクトに対して交付される補助金をもって支弁されなければならない。

3 研究スタッフに対して支払われる給与等の費目、金額、支払い方法、社会保険等についての詳細は、別に定める。

（施設・設備の利用）

第7条 PD及び研究技術員は、必要に応じて、非常勤講師と同様に本学の施設・設備を利用することができる。

(知的財産権)

第8条 研究スタッフが参加して行った研究により生じた知的財産権については、別に定める知的財産権の取り扱いに関する諸規程に従わなければならない。

(並存する規程の許容)

第9条 本学の各部局が科学研究費補助金等の外部から得た補助金によって行う大規模な共同研究プロジェクト等の研究補助業務に従事する研究スタッフの採用手続き、処遇等については、大学院委員会及び理事会の承認を得て、当面の間、それぞれの研究プロジェクトごとに定めることができる。

2 本学大学院各研究科が本学の資金によって行う研究プロジェクトを遂行するための補助業務に従事するPDについては、当面の間、東北学院大学リサーチ・アシスタントに関する規程の中の「リサーチ・アシスタント」を、この規程が定めるPDに読み替えたうえで、同規程を準用することができる。ただし、同規程第3条②及び④が定める事項については、この規程の定めるところによるものとする。

(身分の喪失)

第10条 研究スタッフが以下の各号に該当する場合、学長は、当該部局長との協議を経て、雇用契約を解除することができる。

- (1) 勤務状態が不良であって、研究プロジェクトを実施する部局長が改善勧告を行った後も、改善の見込みが低いと判断されたとき
- (2) 研究プロジェクトを実施する部局長の指導及び指示に従わなかったとき
- (3) 疾病等のために業務に適さないと認められたとき
- (4) 研究スタッフが退職を申し出たとき

2 前項に基づいてPD又は研究技術員との雇用契約を解除したとき、学長は、速やかに理事長に報告し、承認を得なければならない。

(証明書の発行)

第11条 研究スタッフには、身分証及び採用又は受入履歴に関する証明書を発行することができる。

2 前項に定める証明書に記載する呼称は、この規程の第2条に掲げる当該研究スタッフの名称に「東北学院大学」を付したものである。ただし、必要に応じて、当該研究プロジェクト等、研究プロジェクト等を実施する部局の名称を括弧書きで付することができる。

(細則等)

第12条 研究スタッフの職務、採用等、制度の運用に必要な事項のうち、この規程に定めのないものについては、細則等を別に定めるものとする。

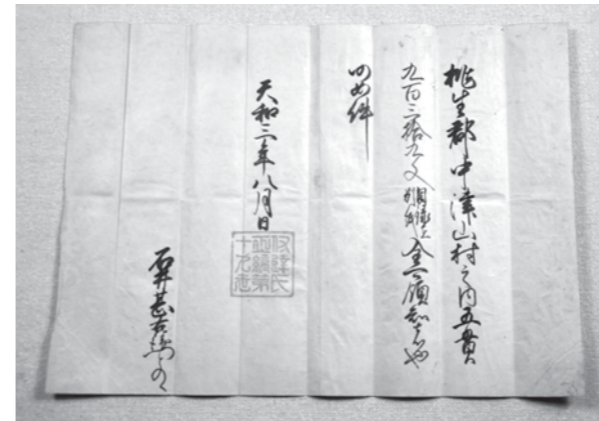
(改廃)

第13条 この規程の改廃は、大学院委員会が行い、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成20(2008)年4月1日から施行する。

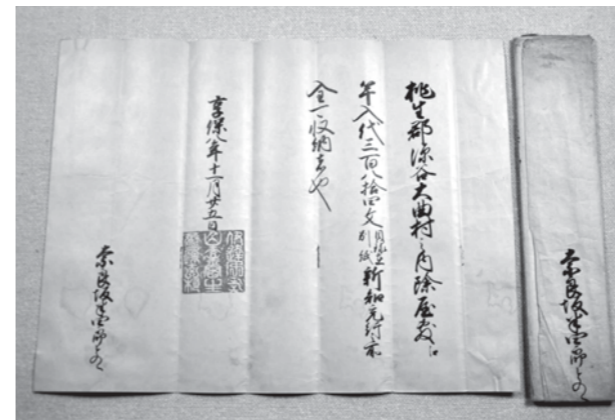
■ 新収蔵資料目録



◀伊達網村領地朱印状
桃生郡中津山村
天和3年8月(1683)



◀伊達吉村領地朱印状
桃生郡中津山村
宝永元年6月(1704)



▲伊達吉村領地朱印状
桃生郡源谷大曲村 享保8年11月(1723)



▲生出大壁題 画帖「千紫萬紅」
大正昭和



◀切込焼 徳利
江戸



◀堤焼 甕
明治

▶佐久間鉄園筆 「鍾馗様」
明治大正



学芸員の資料調査

青村光夫

大学博物館等の展示と収蔵について

平成23年11月16日、弘前大学人文学部附属亀ヶ岡文化研究センターで展示と収蔵について調査を行った。当センターは亀ヶ岡文化の研究を多方面から行い、学会に貢献すると共に、優れた地域文化であることを顕彰し、地域社会の活性化にも貢献することを目的として平成17年10月に開設された。大学祭にあわせて、一般公開と共に特別展を開催している。

平成21年9月には成田彦栄氏のコレクションが一括寄贈され、考古資料収蔵展示室が設置された。この施設は成田氏を顕彰するため、資料が保管されていた部屋をイメージして設計され、間近に観察できるような収蔵と展示の手法が用いられ、たいへん見やすく参考になるものであった。また、今回の特別展は「北日本の木の文化史」と題して青森県内から出土した木製品とその保存処理についての展示であり、とても有益であった。同大学専任講師(当時)の上條信彦氏には種々ご教示をいただいた。お礼申し上げます。



展示室



収蔵展示室

職員紹介

館長	辻 秀人	文学部教授
学芸員	加藤 幸治	文学部准教授
	青村 光夫	大学職員
事務職員	尾木恵美子	大学職員
	野田 豊	大学職員
学芸研究員	熊谷 明希	大学院文学研究科 アジア文化史専攻 博士後期課程 日本古代史専攻
	岡谷 成康	大学院文学研究科 アジア文化史専攻 博士前期課程 日本近世史専攻
	乙戸 崇	大学院文学研究科 アジア文化史専攻 博士前期課程 日本中世史専攻
	田中 大基	大学院文学研究科 アジア文化史専攻 博士前期課程 日本近世史専攻
	沼田 愛	大学院文学研究科 アジア文化史専攻 博士前期課程 民俗学専攻
	遠藤 健悟	大学院文学研究科 アジア文化史専攻 博士前期課程 民俗学専攻
	太田美由紀	大学院文学研究科 アジア文化史専攻 博士前期課程 日本近世史専攻
	大沼 知	大学院文学研究科 アジア文化史専攻 博士前期課程 民俗学専攻
	菅原 望	大学院文学研究科 アジア文化史専攻 博士前期課程 中国中世史専攻
	星 洋和	大学院文学研究科 アジア文化史専攻 博士前期課程 民俗学専攻
森 祐一朗	大学院文学研究科 アジア文化史専攻 博士前期課程 日本中世史専攻	

交通案内



●地下鉄「五橋駅」下車、
愛宕上杉通を南方向に徒歩5分

平成23年度(2011) 東北学院大学博物館年報

編集 東北学院大学博物館
発行日 平成25年3月10日
印刷 株式会社ユーメディア